

『伊方原発判決に見る原発の危険性』

1985年 4月26日

海老沢 徹 , 小出 裕章

I. はじめに

一審判決・主文 「原告らの請求を棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。」

二審判決・主文 「本件控訴を棄却する。訴訟費用は控訴人らの負担とする。」

敗訴したのは、勿論原告住民である。

(朝日新聞 1984年12月14日 夕刊)

しかし、法廷での絶対権力者である裁判長が何故法廷から逃げ出さねばならなかったのか ?

一体何が裁かれたのか ?

II. 伊方闘争の歴史 (裁判闘争を中心にして)

1960.12 四国電力 原発調査開始

1966 愛媛県・津島町に原発誘致の動き - 地権者60名のうち20名が土地を売らず粉砕

1969. 7. 8 四国電力、伊方発電所計画発表

7.28 伊方町議会、原発誘致決議

~9 土地の売買が“仮”契約で8割程済

契約書には発電所との記載だけで“原発”の記載なし。

10.13 伊方原発誘致反対共闘委員会結成

1970. 5. 6 敷地予定地内ボーリング開始 - 連日 30~50名で座込み

~ 6. 8

6. 5 小中学生同盟休校

7. 4 同 上
12. 4 土地裁判開始 (1974. 2. 2 敗訴)
1971. 2. 25 伊方町の小学生にたいして原発の作文禁止
4. 24 町見漁協・臨時総会、原発反対決議
7. 10 私有地を勝手に町道にして原発関連工事をしようとしたため、地主が
- ～ 12. 21 バリケード
10. 12 町見漁協・総会、原発誘致決議
12. 25 町見漁協・総会、保証金6億5千万円で漁業権放棄
1972. 2. 12 電調審認可
5. 8 (一号炉) 設置許可申請書提出
11. 28 (一号炉) 設置認可
1973. 1. 27 (一号炉) 異議申立
8. 27 【一審】一号炉訴訟開始
1974. 2. 2 土地裁判敗訴
2. 21 高松高裁、土地等の強制執行の停止を命ず
1975. 4 【一審】裁判長交代(渡辺→村上)
5. 24 【一審】国に対して文書提出命令。 一 国は拒否
5. 30 (二号炉) 設置許可申請書提出
10. 23 【一審】藤本(原)証人・主尋問
11. 27 【一審】内田(被)証人・主尋問
1976. 1. 29 【一審】藤本(原)証人・反対尋問
- 【一審】村主(被)証人・主尋問
2. 26 【一審】内田(被)証人・反対尋問
3. 4 土地・里道・立木を四国電力に渡せとの判決
3. 22 同 上
4. 10 土地・里道・立木の「断行仮処分」
5. 27 【一審】内田(被)証人・反対尋問2
- 【一審】村主(被)証人・反対尋問
6. 24 【一審】川野(原)証人・主尋問
- 【一審】佐藤(原)証人・主尋問
6. 25 【一審】三島(被)証人・主尋問
- 【一審】黒川(被)証人・主尋問
7. 22 【一審】柴田(原)証人・主尋問、反対尋問
- 【一審】海老沢(原)証人・主尋問、反対尋問
- 【一審】宮永(被)証人・主尋問
- 【一審】市川(原)証人・主尋問

- 8.31 (一号炉) 燃料搬入阻止闘争
- 9.16 【一審】川野(原)証人・反対尋問
【一審】槌田(原)証人・主尋問
- 10.14 (一号炉) 燃料装荷中に事故
- 10.28 【一審】宮永(被)証人・反対尋問
【一審】市川(原)証人・反対尋問
- 10.29 【一審】垣見(被)証人・主尋問
【一審】三島(被)証人・反対尋問
- 11.25 【一審】槌田(原)証人・反対尋問
【一審】荻野(原)証人・主尋問
- 11.26 【一審】垣見(被)証人・反対尋問
【一審】久米(原)証人・主尋問
- 12.15 (一号炉) 燃料再装荷開始
1977. 1.27 【一審】荻野(原)証人・反対尋問
【一審】星野(原)証人・主尋問
- 1.28 【一審】大崎(被)証人・主尋問
【一審】大野(原)証人・主尋問
- 2.24 【一審】星野(原)証人・反対尋問
【一審】久米(原)証人・反対尋問
- 2.25 【一審】生越(原)鑑定人・主尋問
【一審】大崎(被)証人・反対尋問
- 3.24 【一審】大野(原)証人・反対尋問
【一審】児玉(被)証人・主尋問
【一審】木村(被)鑑定人・主尋問
- 3.30 (一号炉) 運転開始
(二号炉) 設置認可
4. 1 【一審】裁判長交代(村上→植村)
- 5.28 (二号炉) 異議申立
- 6.16 【一審】裁判長交代(植村→柏木)
— 植村裁判長は一度も公判を開かず
- 7.28 【一審】生越(原)鑑定人・反対尋問
【一審】木村(被)鑑定人・反対尋問
- 7.29 【一審】児玉(被)証人・反対尋問
- 10.27 【一審】結審
1978. 3.10 (二号炉) 異議申立却下

- 4. 25 【一審】判決
- 4. 30 控訴
- 5. 30 土地裁判敗訴
- 6. 9 二号炉訴訟開始
- 1979. 3. 28 TMI 原発事故
- 1980. 4. 24 燃料搬入阻止闘争 - 8名逮捕される
- 5. 7 (三号炉) 四国電力、申入れ
- 1981. 2. 9 【二審】藤本(原)証人・主尋問
- 2. 10 (三号炉) 伊方町長、受入れ発言
- 3. 11 【二審】小出(原)証人・主尋問
- 4. 18 敦賀原発環境汚染事故発覚
- 4. 20 【二審】小出(原)証人・主尋問
- 【二審】佐藤(被)証人・主尋問
- 5. 25 【二審】藤本(原)証人・反対尋問
- 6. 24 【二審】小出(原)証人・反対尋問
- 【二審】佐藤(被)証人・主尋問
- 9. 16 【二審】佐藤(被)証人・反対尋問
- 10. 14 【二審】佐藤(被)証人・反対尋問
- 12. 16 【二審】佐藤(被)証人・反対尋問
- 1982. 1. 22 【二審】佐藤(被)証人・再主尋問
- 2. 26 【二審】海老沢(原)証人・主尋問
- 3. 19 (二号炉) 運転開始
- 4. 23 【二審】海老沢(原)証人・主尋問, 反対尋問
- 5. 28 【二審】海老沢(原)証人・反対尋問, 再主尋問
- 11. 12 磯津公害問題若人研究会、4年に渡る研究成果発表
 (温排水によるクロメの成育阻害、海底砂のCo-60汚染)
- 11. 18 (三号炉) ヒアリング
- 1983. 3. 4 【二審】突如結審
- 1984. 12. 14 【二審】判決

Ⅲ. 判決に見る原発の危険性

A. 原告適格

B. 手続きの違法性

現地の誘致があったから、公聴会もなにも要らない!

安全審査は代理でもなんでも可。最後の委員会で定足数に足りればOK。

C. 司法審査の範囲

大幅な裁量性。基準がなくとも専門家でOK!

D. 平常時被曝の危険性

許容線量はICRPが認めたものだからOK!

直線仮説による被害の予測は認めない。

廃棄物や使用済燃料の最終処分など考えなくて良い。

平常時の放射能放出は嚴重にかんりされることになっているからOK!

作業中で被曝死したという証明はないし、被曝管理が嚴重に行なわれるから
OK!

E. 事故防止対策

所定の基準に則った審査・判断がなされているからOK!

F. 事故対策

ECCSはコンピューターでその有効性を確認したからOK!

G. TMI事故

人為ミスであり伊方原発は安全

Ⅳ. おわりに

伊方原発訴訟は“科学裁判”とも言われて来た。科学的に合理性のある主張をしたのは、明らかに原告側であった。しかし、原告は敗訴した。



どんなに科学的に正しいことを言っても、どんなに原発が危険であることを立証しても、どんなに国がデタラメであることを明らかにしても、決して裁判に勝つことはない。

実は、司法も国家権力の一部であり、国のエネルギー政策の中心である原発を裁判所が否定しうる筈がない。

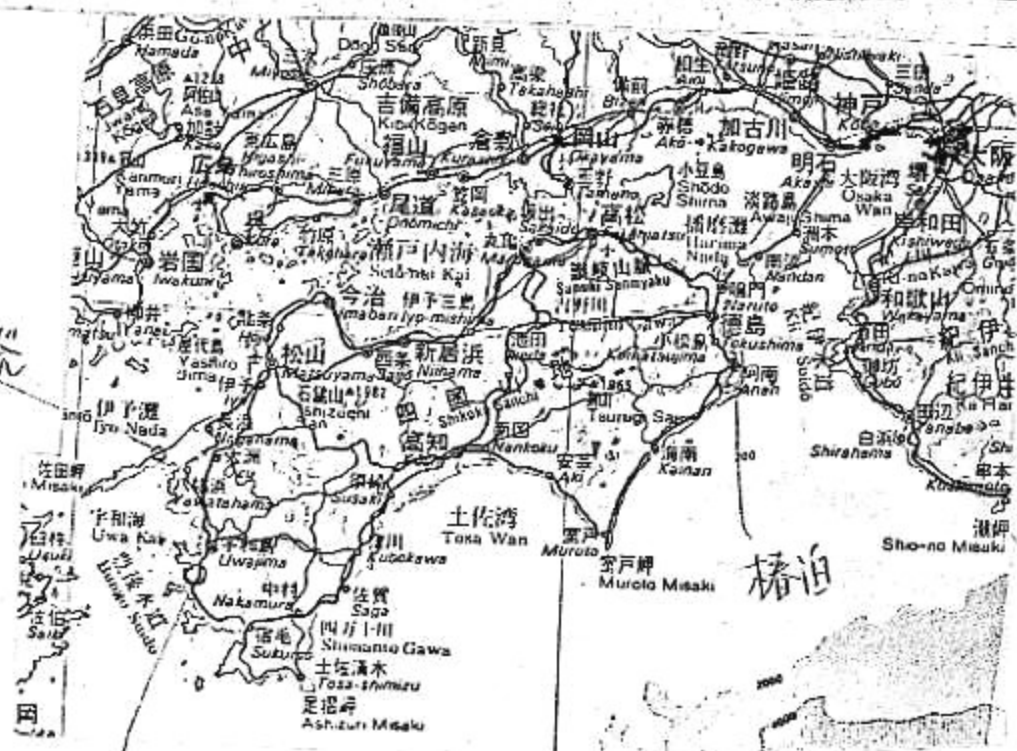
一番での裁判長の交代 — — 谷中村

裁かれたのは裁判というもののそのものであった。

現地（あらゆる場所が現地である）が原発をはねかえせるだけの力をつけねばならな

22.

①
宮本裁判長ら三人の裁判官が
扉をあけて入廷。宮本裁判長が
手元の判決文に手をやったと
き、原告側弁護団席の藤田団長
が、突如立ち上がり、「裁判
長、口頭弁論の再開を申し立て
ます」。一瞬むっとした険しい
表情の宮本裁判長。「法廷秩序
維持のため発言を禁じる」と震
える声で繰り返した。だが、続
いて発言しようとする藤田団長
を無視するように「判決を言い
渡す」と早口に言ったのち「本
件控訴を棄却する」と主文を読
みあげ、二人の陪席裁判官を置
き去りにしたところで足早に
延外へ。あつげにとられる原告
や傍聴席。「これで原告を裁け
るのか」インチキ裁判。怒号が
飛んだ。記者会見に臨んだ藤田
弁護団長は「日本の裁判はおし
まいだ」と絶句。



③
恥ずかしい思いませんか
裁判長さん恥ずかしい思いませんか
か、思いましたんです。あれほど悪いゆうの
わかっておりながら、ああいう判決下しなは
って、裁判長さん恥ずかしくあるまいか思
います。

できるかぎり、いつまでも反対したい思
います。
(徳田さん)